知って得する消費者情報⑰

台風被害に便乗した悪質商法や詐欺にご注意ください！

台風や地震などが発生した直後には、それに便乗した悪質商法や詐欺が多く見られます。
「屋根瓦を点検、修理をする」「浸水被害に遭った家財を処分してあげる」などと言って高額な代金を請求したり、公的機関を名乗って義援金をだまし取る手口には十分注意しましょう。
被害に遭いそうになった、または遭ってしまったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

相談事例

○先日の台風で雨どいが壊れ屋根瓦も落ちてしまった。「火災保険を使って修理ができる」という業者が訪問してきて、保険の請求手続きを代行してもらうことにしたが、やはり不審なのでやめたい。

○台風で自宅の屋根瓦がずれ雨漏りがひどいので、業者に屋根を見てもらった。頼んでもいないうちに屋根にブルーシートを掛け、高額な料金を請求された。支払いたくない。

消費者ホットライン　局番なしの188（いやや）

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

■問い合わせ■
茨城県消費生活センター　☎029-225-6445
常陸大宮市消費生活センター　☎0295-52-2185（直通）（本庁商工観光課内）
※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。